

## 9 子どもたち一人ひとりの学びを支える e-ラーニングの推進に関する提言

変化の激しい予測困難な時代にあって、これからの子どもたちには、変化に翻弄されず、変化に取り残されず、自らの未来を切り拓いていく力と勇気、さらには、社会の担い手として主体的に社会と関わり、仲間と協働して「新たな社会を創造する力」が求められている。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、従来必要とされていた言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた。

今後、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に必要な環境を整え、教師が子どもたち一人ひとりの反応を即時に把握しながら双方向で授業を進めるなど、学習活動においてICTを活用することが不可欠である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が必要となる場合に備え、自宅等での学習環境を速やかに整える必要がある。

こうしたことから、子どもたち一人ひとりの学びを支えるe-ラーニングによる先進的・先端的取組を推進するため、次の事項を提言する。

### 1 ICT 環境の整備

国と地方が一体となって進めているGIGAスクール構想の早期実現に向け、校内通信ネットワーク整備に係る財源措置を十分に講じるとともに、国の主導により、児童生徒1人1台端末等の整備計画の前倒しに伴う端末の確保等を行うこと。

また、相談窓口の継続設置及び端末等導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等について、過度な負担が生じることがないように必要な財源を確保すること。

あわせて、遠隔授業による習熟度別授業等の増加に対応した職員の加配やICT支援員、代替非常勤講師の配置等についても必要な財源を確保すること。

## 2 教育クラウドプラットフォームの整備

児童生徒が、デジタル教材等を広く共有しながら、校内、校外、家庭など、どこでも円滑に学習できるよう、多種多様なコンテンツが利用可能で、低コストである教育クラウドプラットフォームを整備し、全国統一的に利用できるようにすること。

## 3 自宅等での学習の支援について

新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず登校できない児童生徒に対し、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等 I C Tを活用した学習支援が行えるよう、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対する端末の貸付支援、学校側がリアルタイムで双方向型の授業が実施できる遠隔教育用システムの提供等を行うこと。

また、家庭学習に係る通信費の値下げを国が業界団体に働きかけるとともに、通信費に対する補助を行うこと。

さらに、自宅等で学習する児童生徒に対し、e-ラーニングを含め適切な学習指導を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。